

【往訪問覧縦覧規制】

○往訪問覧縦覧規制とは、申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1：法令等により、対面・書面による「閲覧」「縦覧」は義務付けられているもの、又は法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、インターネット利用による縦覧等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が許容されていないもの

phase 2：少なくとも一部のプロセス（閲覧等にかかる一連の手続の一部分をいう）について、法令等でデジタルによることを許容しているもの

phase 3：全てのプロセスについて、デジタル原則に適合する手段を基本としているもの

No	対象法令	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	医療法第16条の2第1項 第5号	地域医療支援病院における 諸記録の閲覧	3	当該諸記録の閲覧について、デジタル化を妨げるもの ではない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
2	医療法第16条の3第1項 第6号	特定機能病院における諸記 録の閲覧	3	当該諸記録の閲覧について、デジタル化を妨げるもの ではない。	地域医療計画課	令和5年3月31日